



香川の自転車利用を 考える懇談会

(香川・高松の取り組み事例紹介)

平成19年2月22日(木)

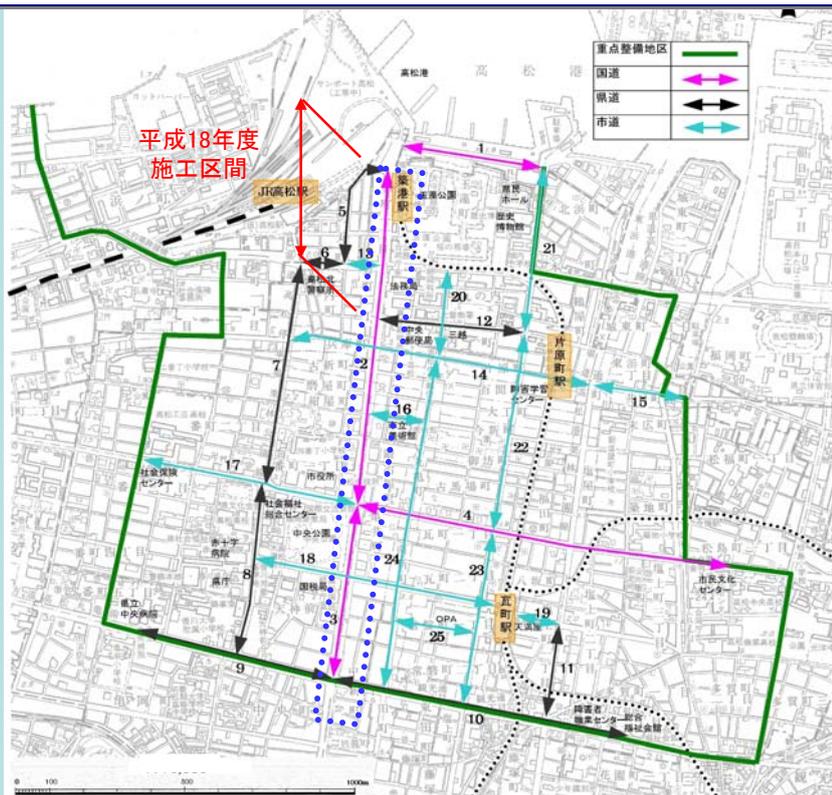
国土交通省



国土交通省の取り組み

中央通りバリアフリー工事

- ・ 中央通りは、中新町交差点以北が重点整備地区内の特定経路に指定
- ・ 平成22年度(目標年度)までに、バリアフリー化を実施



特定経路

1	国道30号NO.1
2	国道30号NO.2
3	国道11号NO.1
4	国道11号NO.2
5	高松停車場栗林公園線NO.1
6	高松停車場栗林公園線NO.2
7	高松停車場栗林公園線NO.3
8	高松停車場栗林公園線NO.4
9	高松普通寺線
10	中徳三谷高松線
11	高松港栗林公園線
12	高松港線
13	高松海岸線
14	兵庫町西通町線
15	片原町沖松島線
16	二番町築地線
17	五番町西宝線
18	天神前瓦町線・瓦町112号線
19	瓦町松島線
20	兵庫町丸の内線
21	魚屋町栗林線NO.1
22	魚屋町栗林線NO.2
23	魚屋町栗林線NO.3
24	丸亀町栗林線
25	亀井町常磐町線



国土交通省の取り組み

中央通りバリアフリー工事

現況

- ・ブロック舗装の老朽化のため、**破損・不陸・沈下・水溜り**が発生
- ・支道交差点部の隆起や段差等が**スムーズな通行を阻害**

完成

- ・高齢者や車椅子も安心して通行できるように、**横断勾配を2%から1%以下に改良**
- ・色分けにより**歩行者と自転車の通行を区分**
- ・隆起や段差を解消し、**自転車のスムーズな走行通行を確保**

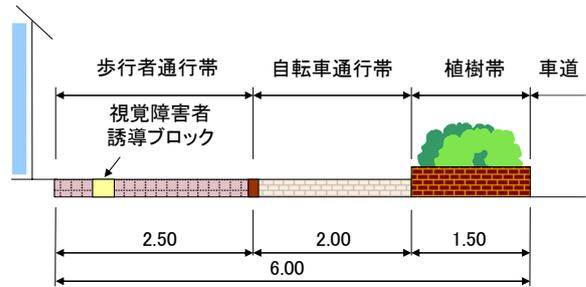
現況(整備前)



完成イメージ(整備後)



歩行者・自転車の安全と移動の円滑化を図るため、歩行者通行帯と自転車通行帯の分離を行う



※なお、実施する区間は、歩行者・自転車通行帯の分離に必要な幅員の確保ができる範囲(JR高松駅前～中新町交差点)とする。

歩道区間 段差:2cm

- ・視覚障害者の方が歩道と車道の境界を確認できる高さ
- ・車椅子で乗り越えやすい高さや形状



自転車道区間 段差:0~2cm

- ・自転車で通行時に衝撃のないフラットな形状



国土交通省の取り組み

駐輪場の整備

- ・歩道上の駐輪対策として、平成17年「琴電松島二丁目駅」に駐輪場を整備
- ・バイパス等道路事業にあわせ、駐輪場を各所で整備

写真①(整備前)



写真②(整備後)



写真③(整備前)



写真④(整備後)



道路敷内の駐輪場整備状況

「松島二丁目駅前駐輪場」整備区分表

施設区分	整備 (修繕・更新を含む)	
駐輪施設 (舗装を含む)	東側	香川河川国道事務所
	西側	高松琴平電気鉄道(株)

駅名	駐輪可能台数(台)
J R讃岐牟礼	40
J R古高松南	32
琴電高松町	52
琴電松島二丁目	24
琴電栗熊	300



・ 移動手段についてアンケートを行い、自動車から自転車への転換など、環境にやさしい交通行動についてアドバイスを実施

診断

普段の移動手段についてアンケート

あなたの移動手段について教えてください。

【この前の金曜日のあなたの行動を思い出しましょう。】

- ◆ 1日のうち、あなたが利用した移動手段ごとに、その時間(分)を記入し、(あとで結構です。)
- ◆ 移動時間(分)に1分あたりのCO2排出量(kg/分)の数字をかけると... CO2排出量(kg)がわかります。
- ◆ 移動時間(分)に1分あたりの消費カロリー(kcal/分)の数字をかけると... カロリー消費量(kcal)がわかります。
- ◆ 最後に、CO2排出量(kg)とカロリー消費量(kcal)を合計しましょう。

移動手段	移動時間(分)	1分あたりのCO2排出量(kg/分)	1分あたりの消費カロリー(kcal/分)	CO2排出量(kg)	カロリー消費量(kcal)
クルマ(自家用車)	5分	0.09	-	0.45	-8.4
クルマ(同乗)	0分	0.05	-	-	-
鉄道	0分	0.01	-	-	-
バス	0分	0.05	-	-	-
自転車	0分	-	-3.82	0	0
徒歩	0分	-	-3.30	-	-
タクシー	0分	0.04	-	-	-
バイク	0分	0.02	-	-	-
合計				0.45	-8.4

<クノキが1日に吸収するCO2>



<一般的な行動におけるカロリー消費量>



診断結果カルテ

環境にやさしい交通行動についてアドバイス



エコカーライフ度診断結果カルテ

あなたは エコカーライフまでもう一息さん です。 回答者No. 4

あなたは現在、生活のなかになりクルマが浸透しています。でも、クルマだけではなく、バスや電車といった公共交通機関を利用してあたり、エコドライブ等クルマの燃費を考えたクルマの使い方をすることで、あなたの燃費や家計にも、そして環境にも優しいエコカーライフができます。

アドバイス1

クルマ以外の移動手段をつかってみませんか？

もし、あなたがクルマのかわりに電車やバスなどの公共交通機関を利用したり、自転車や徒歩の移動手段に1ヶ月間かえるとうなるか、シミュレーションしてみました。

	クルマ カルテの目標	クルマ バスにかえると	クルマ 電車にかえると	クルマ 自転車にかえると	クルマの利用時間(分)
CO2排出量	14 kg	8 kg	2 kg	0 kg	5
(クノキに換算すると)	5 本	3 本	1 本	0 本	
消費カロリー	252 kcal	327 kcal	343 kcal	1647 kcal	
(体重に換算すると)	0.0 kg	0.0 kg	0.0 kg	0.2 kg	

二酸化炭素の排出量はバスはクルマの3割、電車はクルマの1割です。1日1分クルマをりかえるだけで、1年で約33キロ二酸化炭素を削減。お金にも優しいと約2000円お得。クルマを少しひかえるだけで、健康や環境にやさしい生活となります。

診断をもとに、自転車から自転車等へ交通手段を変えた場合のメリットをアドバイス

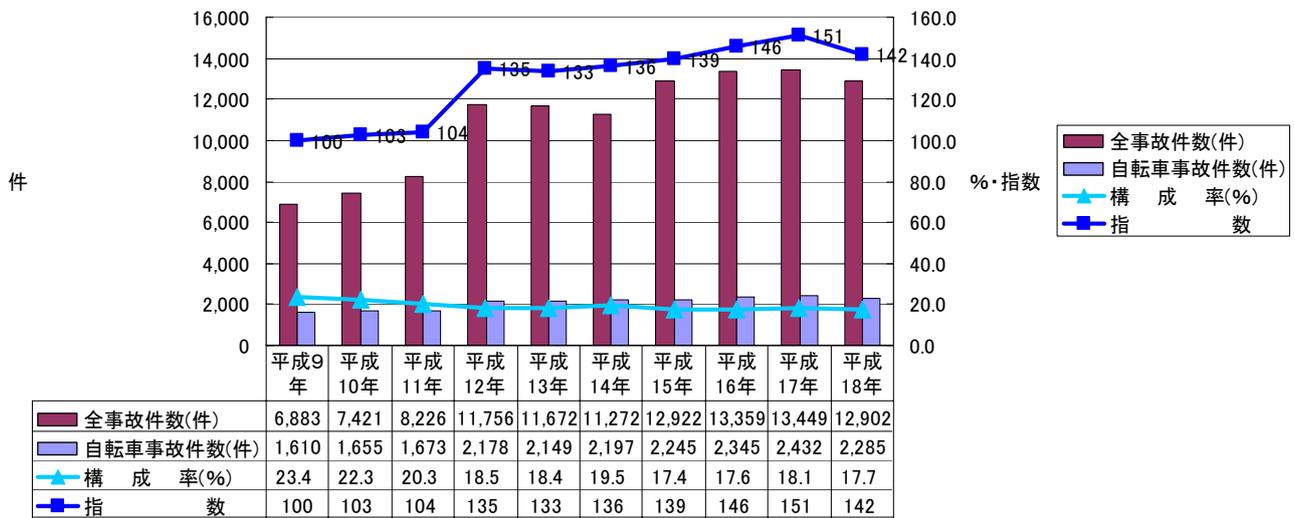
自動車から自転車などへの転換を促す



香川県警察

香川県における自転車事故の概況について

1. 自転車事故の年別推移（過去10年間）



(1) 自転車事故の件数は過去10年間で1.4倍に増加し、全事故に占める構成率は、17%～23%で推移している。

(2) 過去5年間では、自転車事故件数は微増ながらも増加基調にある。

香川県における自転車事故の概況について

2. 自転車事故の年別死者数の推移（過去10年間）

区分	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年
死者数(人)	139	138	124	120	134	83	96	86	75	96
自転車事故の死者数(人)	14	27	18	17	20	10	11	15	14	18
構成率(%)	10.1	19.6	14.5	14.2	14.9	12.0	11.5	17.4	18.7	18.8
指数	100	193	129	121	143	71	79	107	100	129

(1) 自転車乗車中の死者の全死者に占める構成率は、10%～19%で推移している。

(2) 過去5年間では、自転車事故件数は微増ながらも増加基調にある。

香川県における自転車事故の概況について

3. 自転車事故の年別死者数の推移（過去10年間）

区 分	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年
事故件数(件)	1	5	5	8	7	10	10	18	25	15
当該事故の歩行者 死者数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当該事故の歩行者 傷者数(人)	1	7	6	8	8	10	12	21	25	14

(1) 人对自転車事故の発生のピークは、平成17年で25件発生した。

(2) 過去10年間では、歩行者の死者の発生はない。

香川県における自転車事故の概況について

4. 自転車乗車中の交通死亡事故の特徴（過去5年間）

(1) 平成14年から平成18年までの間に68人が死亡した。

(2) 高齢者の死亡は56人(82.4%)を占め、そのうち後期高齢者は高齢者全体の64.3%に当たる36人死亡した。

(3) 時間帯別では、午後0時から午後2時の間と午後6時から午後8時の間が発生のピークで、各10人が死亡した。

(4) 路線別では、国道で19人、主要地方道12人、県道18人、市町道で19人死亡した。

(5) 自宅からの距離別では、自宅から2km以内で73.5%に当たる50人が死亡した。

(6) 死者の進行方向別では、道路の横断中が29人(42.6%)、交差点での出会い頭が28人(41.2%)を占める。

(7) 法令違反別では、安全不確認が32人(47.1%)、信号無視が7人(10.3%)を占める。

1. 目的

小・中学生の安全意識の高揚を図り、自転車の正しい利用の実践を図ること。

2. 概要

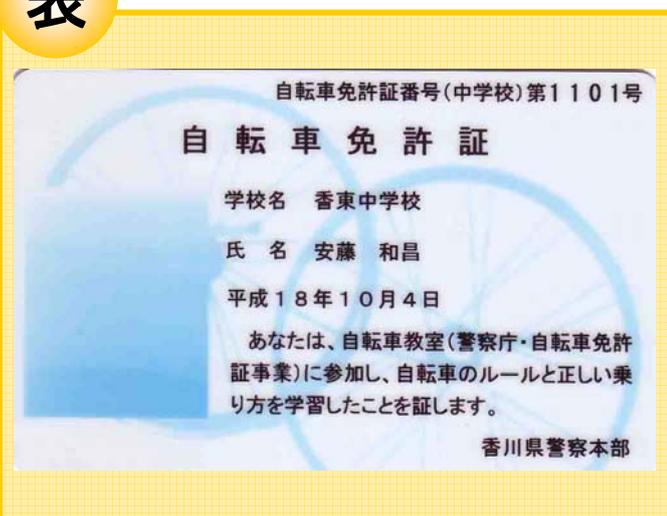
体系的な交通安全教育の一環として、本県では警察庁から「児童・生徒向け自転車免許証モデル事業(固定型)」の指定を受け、平成17年、18年の二箇年にわたり、高松市内の一部の小学校・中学校を対象に、指定自動車教習所を利用した自転車運転免許証の交付を伴う自転車教室を開催した。

※中学校（1校：193人）香東

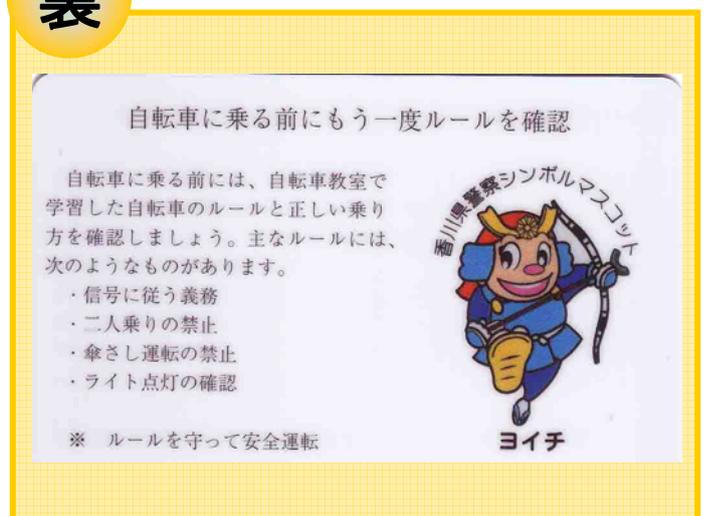
※小学校（5校：759人）円座、檀紙、一宮、川岡、川添

3. 免許証

表



裏



4. 効果

現在のところ、免許証の交付を受けた学童については、自転車乗用中の事故の発生がなく、学童の安全意識の高揚という効果が認められる。

5. その他

平成14年から善通寺市において、警察、交通安全協会、老人クラブが連携して、高齢者対象の自転車免許証交付事業を実施している。

香川県

香川における自転車利用促進のための取り組み

「自転車から始まるエコ高松」

平成12年度社会実験

1. レンタサイクルシステムの導入
2. 自転車通行帯の設置
3. 歩行者と分離した自転車道の確保

※赤字が、香川県実施分

社会実験の目的(H12年度当時)

【自転車利用の背景】

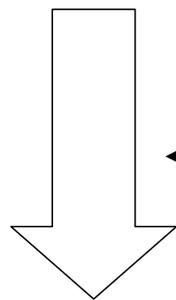
- 人口当たりの自転車保有台数が、全国第5位
- 全国平均を大きく上回る自転車利用率
- 交通事故死者数に占める自転車事故死者数が全国第2位

【自転車利用環境整備の必要性】

- 自動車交通の転換促進
(通勤目的、短距離業務目的)
- 定住促進に向けた生活環境の向上
(端末利用、高齢社会進展、歩行者空間創出)
- 広域、周辺地域からの交流人口増大
(中心部へのアクセス支援、にぎわいの確保)

【社会実験の位置づけ】

- 施策の有効性の検証
- 市民等への施策の周知、意識向上
- 実施に向けた各種課題の抽出
- 市民の意識表明等の機会提供
- 施策実施に向けた合意形成



社会実験の結果等を踏まえ、
施策実施に向けた検討を行う。

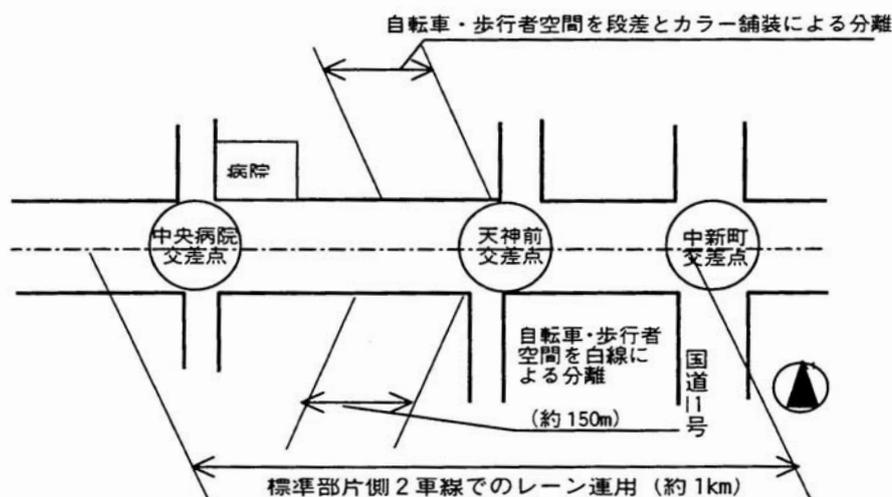
自転車利用促進施策の実施

3. 歩行者と分離した自転車道の確保

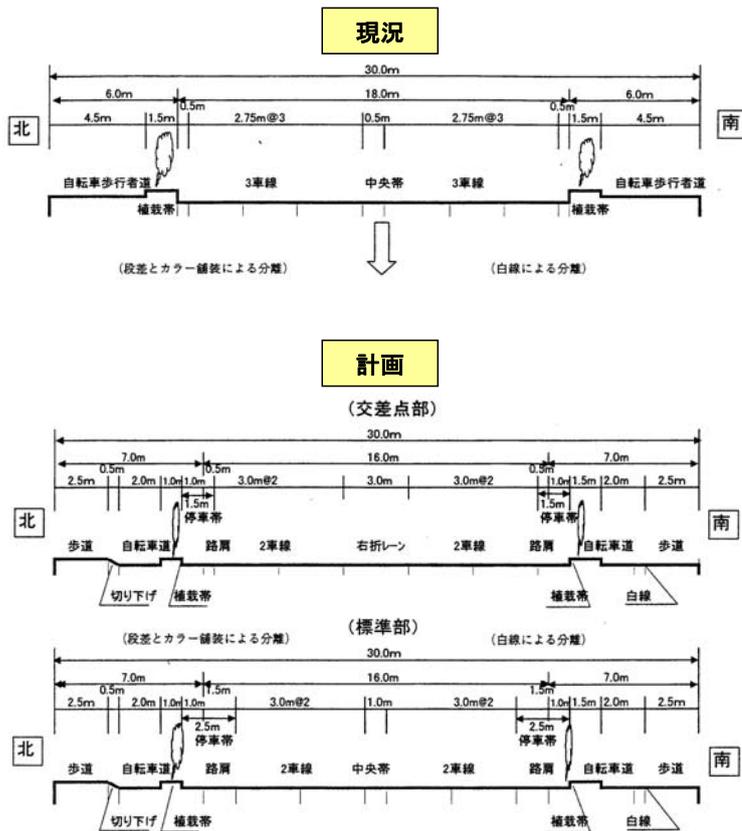
【目的】

自転車走行空間創出のための車道幅員変更への影響
自転車・歩行者空間分離の効果検証

①実施区域



②幅員変更の概要



③整備前後の状況

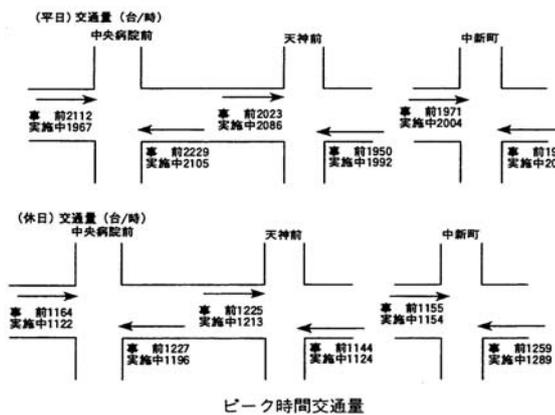
整備前



整備後



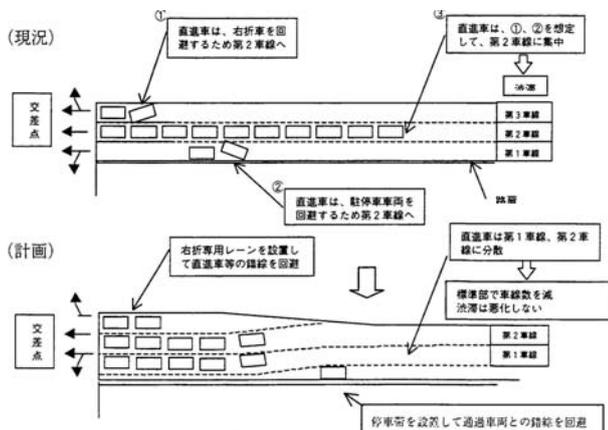
④通過車両の現況、事故の状況



施工前後の交通量、滞留長、通過時間(天神前交差点東向き)

	平日			休日		
	事前 (A)	実施中 (B)	B/A	事前 (A)	実施中 (B)	B/A
時間交通量 (平均値) : 台/時	2,023	2,086	1.0	1,225	1,213	1.0
滞留長 (最大値) : m	129	104	0.8	60	79	1.3
通過時間 (最大値) : 秒	62	62	1.0	22	29	1.3

渋滞発生メカニズム

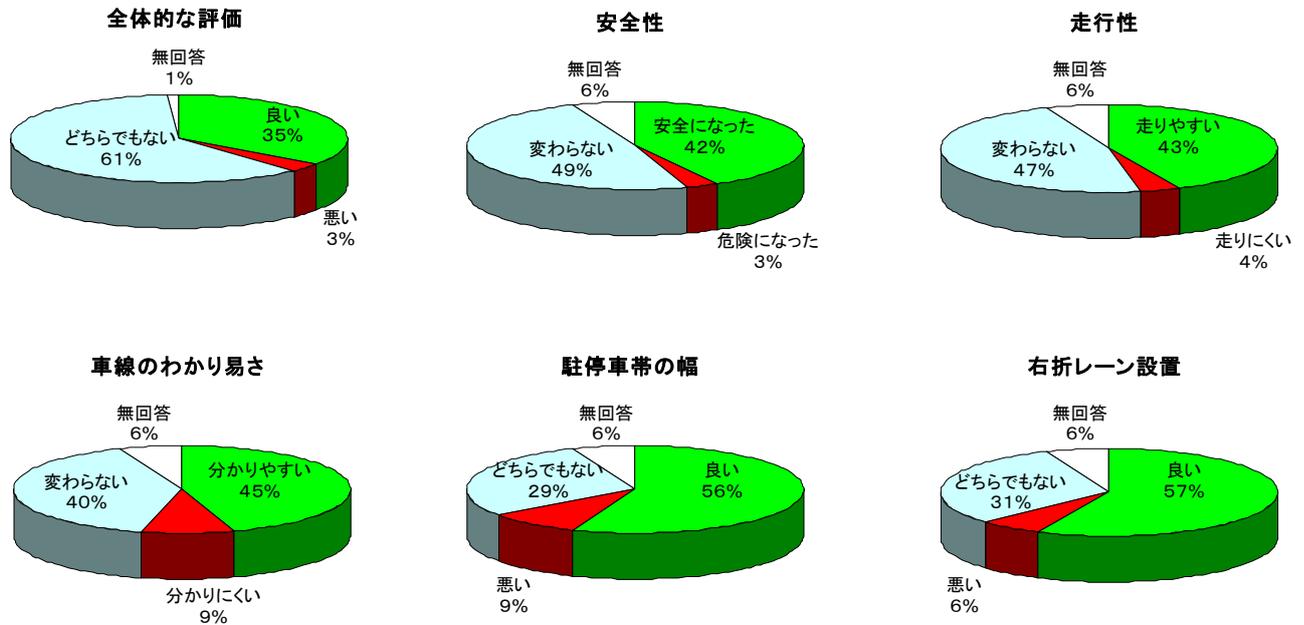


実験前後の交通事故発生状況

	交差点付近	単路部	計
実施前 (H12)	32	15	47
実施後 (H13)	17	7	24
減少率	47%	53%	49%

※1年間だけの比較であるが、交通事故件数減少の効果が明確に現れている。

⑤ アンケート調査結果



【車両走行への影響】

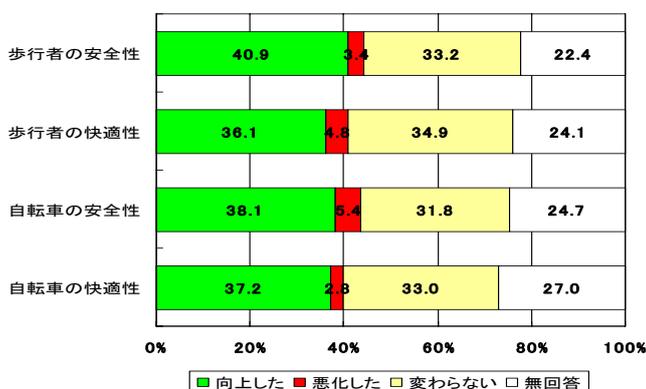
車線数減少による交差点滞留長、通過時間の影響は軽微。運転者のアンケートで、以前より悪化したとの意見は少ない。

⑥ 自転車と歩行者の分離の評価

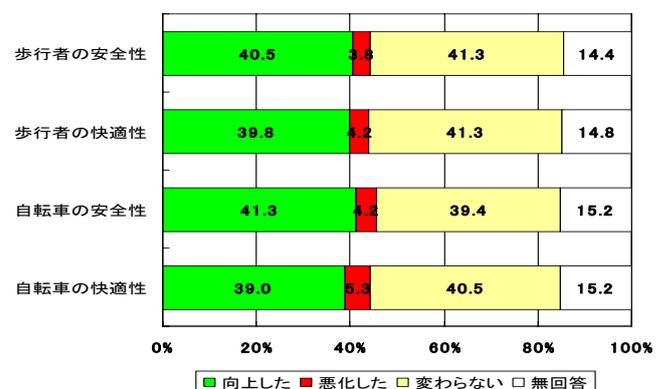
		通行量			正しい通行率		
		歩行者	自転車	合計	歩行者	自転車	合計
平日	段差分離	1,315	1,967	3,282	90.8%	70.0%	78.3%
	白線分離	584	1,662	2,246	59.4%	72.4%	69.0%
休日	段差分離	330	945	1,275	82.1%	67.9%	71.6%
	白線分離	180	771	951	64.4%	82.5%	79.1%

【アンケート結果】

段差とカラー舗装による分離の評価



白線による分離の評価



実験後の展開、課題等

○平成19年1月～2月に、中新町交差点～上福岡町交差点（約 1.7 km）においても、道路車線数の減少（6車線→4車線）工事を実施。

○平成12年度の社会実験実施区間（約 0.9km）と併せ、自動車交通実態、荷捌き車両等の利用実態を検討し、自転車走行空間の創出が可能かどうか、慎重に検討を行っていく。

広域自転車道の整備

一般県道 塩江香川高松自転車道線

- 延長 L=21.0km(w=3.0m)
- 事業期間 S51～S55(完了)
- 利用実績 739台/12h(平日)
- 利用促進 大型案内板
沿線学校へのイベント誘致等



高松市円座町付近



高松市飯田町付近

一般県道 香川坂出丸亀自転車道線

- 延長 L=38.5km(w=3.0m)
- 事業期間 H2～H14(部分供用)
- 利用実績 381台/12h(平日)
- 利用促進 大型案内板
レンタサイクル等



綾川町滝宮付近



坂出市府中町付近

一般県道 丸亀琴平観音寺自転車道線

- 延長 L=37.2km(w=3.0m)
- 事業期間 S56～H元(完了)
- 利用実績 約1,000台/12h(平日)
- 利用促進 大型案内板
サイクリング大会実施



丸亀市川西町付近



丸亀市川西町付近

高松市

高松市の主な自転車施策

1. 放置自転車対策

- (1) 放置自転車等の移送
- (2) 移送した自転車等の保管・返還
- (3) 自転車等駐車場の附置義務

2. 高松市自転車等駐車対策総合計画

3. レンタサイクル

- (1) 6箇所のポート
- (2) 利用状況

4. リサイクル自転車

5. 交通安全教育活動(自転車教室)

6. 自転車利用環境総合整備事業

放置自転車対策

高松市自転車等の適正な利用に関する 条例等に基づき、放置自転車対策を実施

- 放置自転車等の移送
- 移送した自転車の保管・返還
- 自転車等駐車場の附置義務

放置自転車等の移送について

「高松市自転車等の適正な利用に関する条例」により、JR高松駅周辺、サンポート高松地区、中央通り、美術館通り、琴電瓦町駅周辺、琴電栗林公園駅周辺およびJR端岡駅周辺を放置自転車等の禁止区域に指定しています。

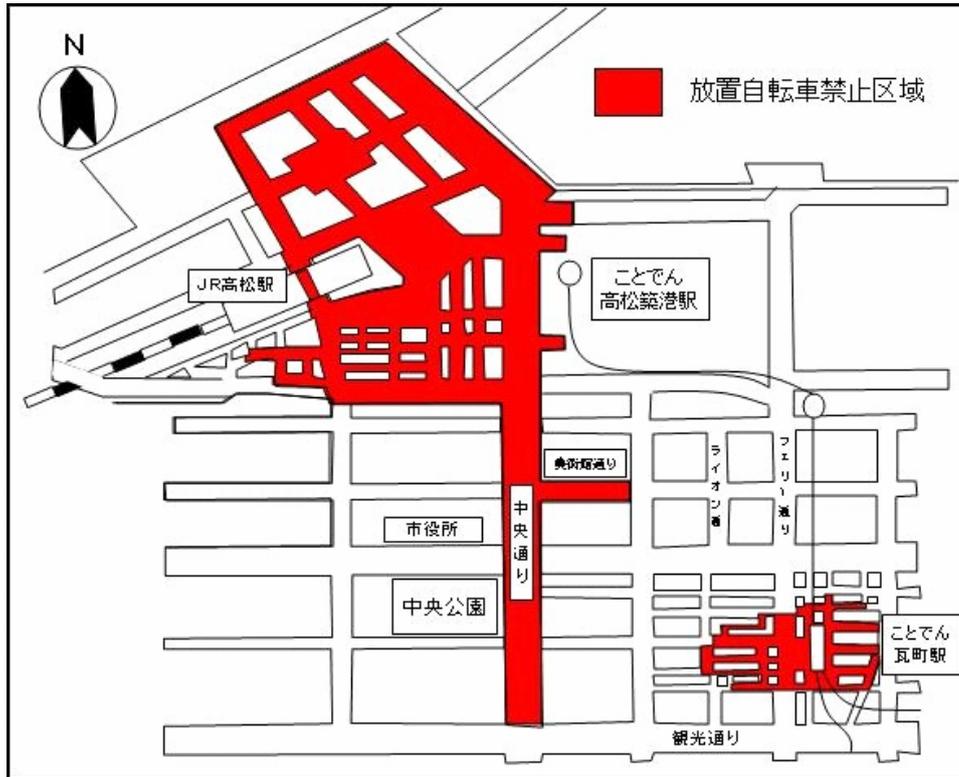
放置禁止区域内は、自転車等を放置することはできません。2時間以上自転車等を放置しますと移送の対象となります。

また、琴電片原町周辺、JR栗林駅周辺の整理区域では、2日以上自転車等を放置しますと移送の対象となります。

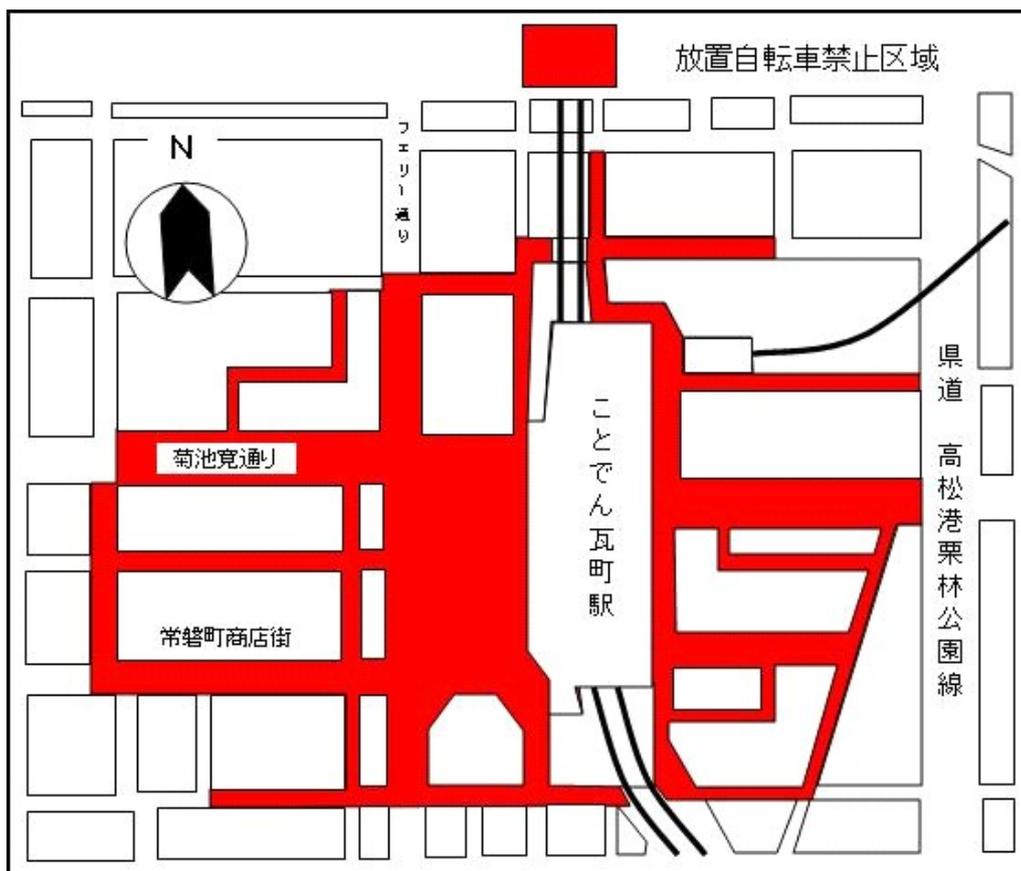
そのほか市内の公共の場所や路上でも7日以上放置しますと移送の対象となります。

移送の対象となる車両は、自転車と125CC未満の原動機付自転車です。

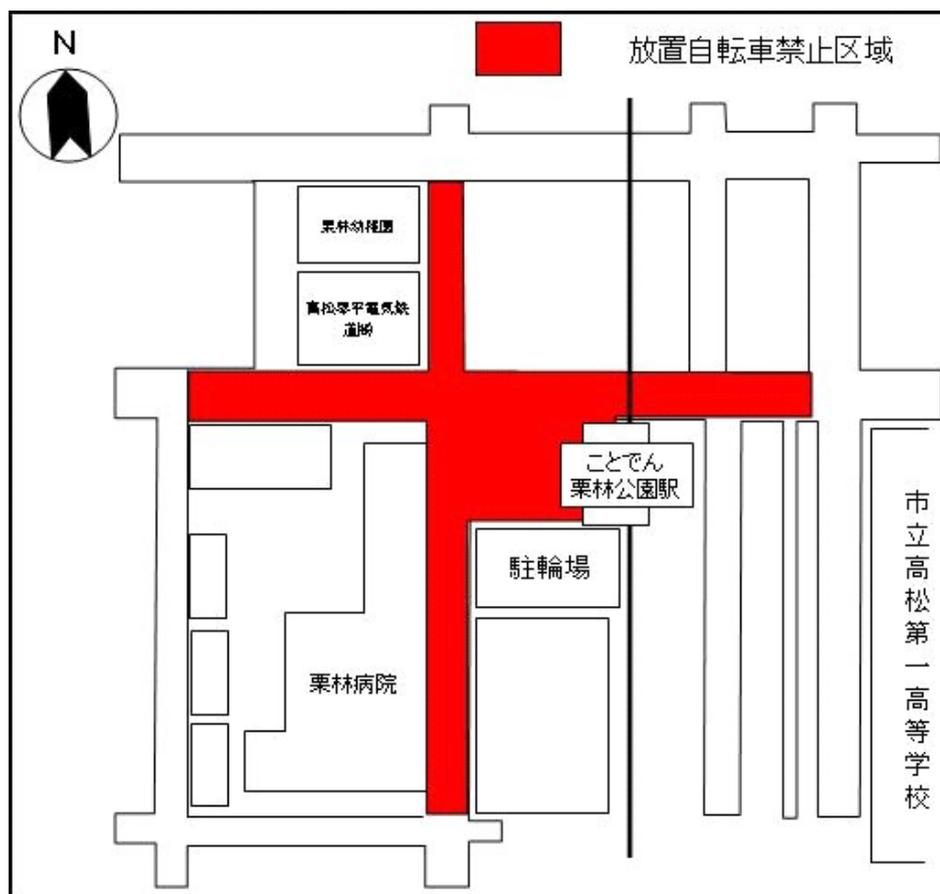
JR高松駅周辺・サンポート高松地区・中央通り・美術館通り放置自転車等禁止区域



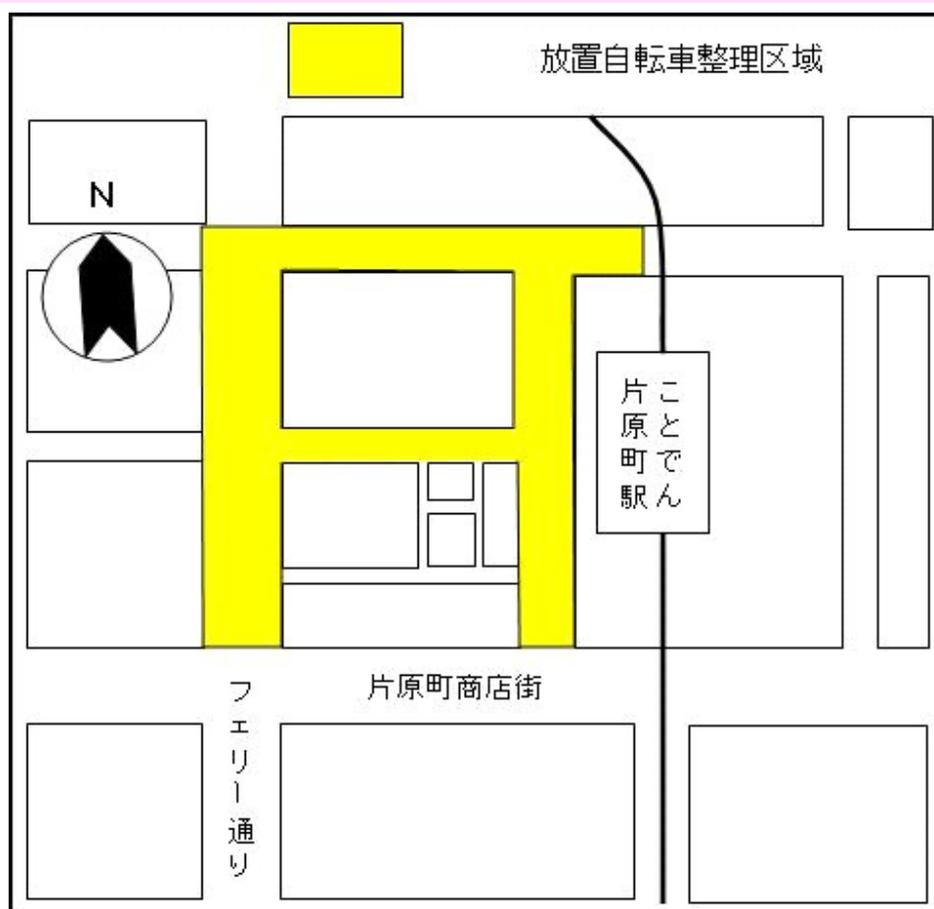
琴電瓦町駅周辺放置自転車禁止区域



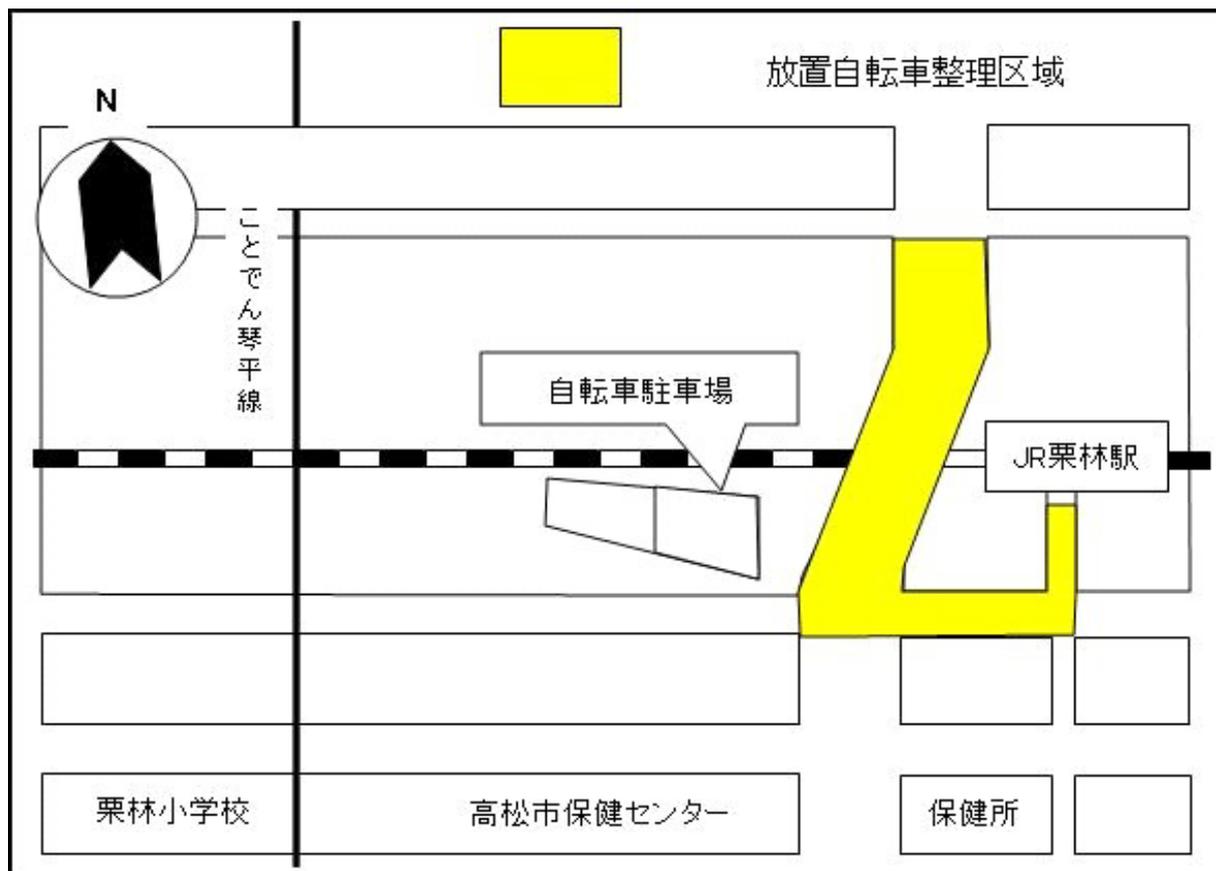
栗林公園駅周辺放置自転車等禁止区域



琴電片原町駅周辺放置自転車整理区域



JR栗林駅周辺放置自転車整理区域



移送した自転車等の保管・返還について

「高松市自転車等の適正な利用に関する条例」により移送した放置自転車・原動機付自転車は、自転車保管所(下記のとおり)で保管しています。
移送・保管後、60日経過した車両は処分します。

1 保管場所(放置場所により異なります。)

番号	保管所名
①	錦町自転車保管所
②	塩江支所(旧塩江町役場)
③	牟礼支所(旧牟礼町役場)
④	庵治支所(旧庵治町役場)
⑤	香川支所(旧香川町役場)
⑥	香南支所(旧香南町役場)
⑦	国分寺支所(旧国分寺町役場)

2 返還日時(保管場所により異なります。)

月曜日～金曜日(土日、祝日および12月29日～1月3日を除く)

4 移送保管料(各保管所共通)

自転車 1,500円
原動機付自転車 2,500円

自転車等駐輪場の附置義務について

高松市では、自転車等の駐車需要の著しい地域で一定の施設を新築または増築する場合、自転車等駐車場の設置が義務付けられています。(根拠:高松市自転車等の適正な利用に関する条例)

1 対象地域(自転車等駐車場の整備区域)

商業地域および近隣商業地域

2 対象者

整備区域内で、対象施設を新築し、または増築しようとする者

自転車駐輪場の附置義務について

3 対象となる施設の用途、施設の規模および自転車等の収容台数の基準

用途区分	新築または増築の延べ面積	自転車等の収容台数の基準
① 銀行その他の金融機関	500㎡以上	延べ面積25㎡につき1台以上とする
② 百貨店、マーケット、飲食店および小売店舗	400㎡以上	延べ面積20㎡につき1台以上とする
③ 観覧場、劇場、映画館、演芸場および集会場	300㎡以上	延べ面積20㎡につき1台以上とする
④ 舞踏場、遊技場および展示場	300㎡以上	延べ面積15㎡につき1台以上とする
⑤ 博物館、美術館、図書館、ホーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場および体育館	500㎡以上	延べ面積25㎡につき1台以上とする
⑥ 病院および診療所	300㎡以上	延べ面積20㎡につき1台以上とする
⑦ 各種学校	300㎡以上	延べ面積20㎡につき1台以上とする
⑧ 複合用途	400㎡以上	延べ面積20㎡につき1台以上とする

高松市自転車等駐車対策総合計画

計画対象区域

高松市市街地中心部および高松市内にあるすべての鉄道駅周辺

計画当初鉄道駅33駅、合併後44駅が対象

計画期間

平成11年度から平成23年度までの13年間

有料自転車等駐車場

有料自転車等駐車場

- 高松駅前広場地下自転車駐車場
 - ◇利用時間:午前4時～翌日の午前2時
 - ◇収容台数:2,307台
- 瓦町地下自転車駐車場
 - ◇利用時間:午前6時～午後11時
 - ◇収容台数:960台
- 栗林公園駅前自転車駐車場
 - ◇利用時間:午前6時～午後11時
 - ◇収容台数:188台
- 端岡駅前自転車駐車場
 - ◇利用時間:午前6時～午後11時
 - ◇収容台数:650台
- 駐車できる車両 自転車および50CC以下の原動機付自転車

有料自転車等駐車場

駐車料金(高松駅前広場地下・瓦町地下・栗林公園駅前)

自転車				原動機付自転車			
一時駐車		1回	100円	一時駐車		1回	200円
定期駐車	一般	1ヶ月	2,000円	定期駐車	一般	1ヶ月	4,000円
定期駐車	一般	3ヶ月	5,500円	定期駐車	一般	3ヶ月	11,000円
定期駐車	学生等	1ヶ月	1,800円	定期駐車	学生等	1ヶ月	3,600円
定期駐車	学生等	3ヶ月	5,000円	定期駐車	学生等	3ヶ月	10,000円

有料自転車等駐車場

駐車料金(端岡駅前)

自転車			原動機付自転車		
一時駐車	1回	100円	一時駐車	1回	200円
定期駐車	1ヶ月	1,000円	定期駐車	1ヶ月	2,000円
定期駐車	3ヶ月	3,000円	定期駐車	3ヶ月	6,000円

高松市端岡駅前自転車駐車場の料金改定について

- いつから 利用期間が平成19年4月1日から
- 変更内容 定期利用料金が変わります。

種別	利用期間	(新)料金
自転車	1ヶ月	1,500円
	3ヶ月	4,500円
原付バイク	1ヶ月	3,000円
	3ヶ月	9,000円

レンタサイクル

レンタサイクル事業は、平成13年5月、高松市レンタサイクル条例を制定し、自転車を共有することで自転車の総数を抑制し、放置自転車を減らすとともに、自転車を近距離公共交通機関として市民の利用に供するため実施しています。

レンタサイクルは、保管切れ放置自転車を再利用しています。

レンタサイクル

レンタサイクルは、6か所のレンタサイクルポートでご利用いただけます。レンタサイクルの一時利用は、借りたポート以外でも返却できます。事前のご予約はいたしません。また、在庫が無い時は、ご利用できないことがあります。

□受付時間：午前7時～午後10時（南部ポートは、午前7時30分からです。）

□利用対象者：中学生以上で、レンタサイクルの利用について安全上支障のない方（初回は住所・氏名が確認できるもの（免許証など）が必要です。）



レンタサイクル



リサイクル自転車

放置自転車のうち引き取り手がなく再利用が可能な自転車を、自転車商組合が設立した高松市自転車リサイクル推進協会へ売却し、同推進協会に加盟している27の自転車店が点検・整備を行い、各店舗で一般販売をしています。

リサイクル自転車

リサイクル自転車の販売

市が撤去した放置自転車のうち、市に所有権が帰属した自転車を販売します。

- ・リサイクル自転車は、安全性を確保するため、販売協力店で点検・整備した後、販売します。
- ・販売価格は、上限8000円と定めています。
- ・購入した自転車は、必ず防犯登録(500円)を受けていただきます。

販売は、市内の販売協力店(27)で行っています。

交通安全教育活動

幼児・子どもの交通安全教育

幼児や子どもを対象に、道路の安全な歩き方、道路や踏切の渡り方を学ぶ歩行教室や、自転車の正しい乗り方、自転車点検の仕方を学ぶ自転車教室を保育所、幼稚園、小学校等で開催しています。



高齢者の交通安全対策

高齢者交通安全自転車大会

高齢者に対する自転車交通事故防止対策の一環として、自転車の安全な乗り方と、交通安全に関する知識を習得していただくため、高齢者交通安全自転車大会を実施しています。

実施時期: 毎年8月

参加資格: 年齢60歳以上で各地区老人クラブから1チーム5名(うち補欠1名)

上位9チームは、香川県大会に出場しています。

